

議案第18号

我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用している同令の条項にずれが生じたため、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 指定工作物 次のいずれかに該当する工作物をいう。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 政令第138条第1項第1号及び第4号、同条第2項各号並びに同条第4項各号に掲げる工作物のうち、市長が必要があると認めるもの</p> <p>(5)から(8)まで 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 指定工作物 次のいずれかに該当する工作物をいう。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 政令第138条第1項第1号及び第4号、同条第2項各号並びに同条第3項各号に掲げる工作物のうち、市長が必要があると認めるもの</p> <p>(5)から(8)まで 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。